

緊急事態宣言に伴う区施設等の対応について

政府から発出された緊急事態宣言及び新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等（対象期間：令和3年4月25日（日）～5月11日（火））を踏まえ、スポーツ施設及び博物館等について、下記のとおり対応する。

1 利用中止（臨時休館）とする施設

屋内スポーツ施設	新宿スポーツセンター
	新宿コズミックスポーツセンター
	大久保スポーツプラザ
	四谷スポーツスクエア
	元気館
屋外スポーツ施設	戸山公園（箱根山）多目的運動広場
博物館等	新宿歴史博物館
	林芙美子記念館
	佐伯祐三アトリエ記念館
	中村彝アトリエ記念館
	漱石山房記念館

2 利用者等へ有観客での利用自粛をお願いする施設

※無観客での利用は可能

ホール	四谷区民ホール
	牛込笹笥区民ホール
	角筈区民ホール
	新宿文化センター